

港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について（概要）

■制度の概要

港湾環境整備負担金は、港湾法の定めにより、港湾管理者が実施する港湾の環境を整備し又は保全することを目的とする港湾工事の費用の一部を、臨港地区又は港湾区域内で1万平方メートル以上の工場又は事業場で事業を行っている事業者負担を求める制度です。

なお、港湾法に基づき、港湾管理者は事業者負担金を課す場合には、あらかじめ地方港湾審議会に諮問する旨が定められています。

■諮問事項

港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について

《 参考 》

● 負担対象工事

負担対象工事は、北九州市（港湾管理者）が実施する港湾工事で、次に掲げるもののうち、市長が指定するものです。

- (1) 港湾環境整備施設等の建設又は改良の工事
- (2) 港湾環境整備施設等の維持の工事
- (3) 港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事

● 負担の基準

負担の基準については、港湾法施行令第15条の5及び北九州市港湾環境整備負担金条例で規定されており、具体的には次のとおりです。

(1) 負担金の額

港湾工事に要する費用の2分の1以下に相当する額。

なお、北九州市では工事の性格(当該施設の市民利用の度合い等)により、2分の1から16分の1までの4段階の割合(負担割合)を定めています。

(2) 負担金の算定式

$$\text{負担対象工事費} \times \text{負担割合} \times \frac{\text{各事業者の敷地面積}}{\text{負担区域全体の総敷地面積}}$$

=負担金額